

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(連日が休日に当たるときは、その翌日)

規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県

規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第五条関係）」に改め、同表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項及び第三条第九号に掲げる事業の項中「二千万円」を「三千万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◇教委告示

教育委員会の招集

- 土地改良事業の認可
- 開発行為に関する工事の完了
- 二級河川の指定

- 解除予定の保安林（四件）
- 計量器の定期検査の実施

- 国民健康保険等として登録があつたものとみなされるもの

- 国民健康保険法による療養扱取機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養扱取機関となる旨の申出の受理

- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

鳥取県規則第六十一号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「年四・五パーセント」を「年四パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

3 昭和五十二年六月一日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金の利子補給率については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
皆 生 病 院	米子市西福原一五七八の一	昭和五十二年九月一日
竹田 内科 医院	米子市昭和町三〇〇三	昭和五十二年九月十一日
世 良 田 医 院	米子市昭和町一七一〇	昭和五十二年九月一日
本 田 医 院	米子市八幡七〇三の一	"
岡 空 医 院	米子市糀町一丁目二五	"
山田 内科 医院	米子市錦町一丁目三九	昭和五十二年九月六日
医療法人専仁会 信 生 病 院	倉吉市明治町一〇二七	昭和五十二年九月十日
板 倉 医 院	日野郡日南町多里二三五	昭和五十二年九月一日
仙 田 薬 局	米子市福市五七四の五	"
常 松 医 院	米子市浜坂八〇一の二	昭和五十二年九月五日
サ ク ラ 薬 局	米子市末広町二	昭和五十二年九月一日
田 中 医 院		

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
福嶋建三	鳥医第一、二二四号	昭和五十二年八月二十六日
川田秀一	鳥医第一、二二五号	昭和五十二年八月二十九日

鳥取県告示第七百十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
都田まり子	鳥薬第三五六号	昭和五十二年八月三十一日

鳥取県告示第七百十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項による療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
常松医院	米子市福市五七四の五	昭和五十二年九月一日
田中医院	鳥取市浜坂八〇一の二	昭和五十二年九月五日

鳥取県告示第七百十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
常松医院	米子市福市五七四の五	全国	昭和五十二年九月一日
田中医院	鳥取市浜坂八〇一の二	"	昭和五十二年九月五日
サクラ薬局	米子市末広町二	"	昭和五十二年九月一日

鳥取県告示第七百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器

二 実 施 期 間

昭和五十二年十月十三日から

昭和五十三年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日

実 施 時 間

実 施 地 域

実 施 場 所

十月 十三日 午前九時三十分から 正午まで 鳥取市 鳥取市賀露公民館

午後一時から 午後三時三十分まで 鳥取市 湖山公民館

午前九時三十分から 午後三時三十分まで 日進小学校

石井廣文	勝山春作	鳥国医第二、二二七号	昭和五十二年八月九日
鳥国医第二、二二八号	鳥国医第二、二二七号	鳥国医第二、二二八号	昭和五十二年九月一日
鳥国医第二、二二七号	鳥国医第二、二二七号	鳥国医第二、二二七号	昭和五十二年八月九日
鳥国医第二、二二八号	鳥国医第二、二二七号	鳥国医第二、二二八号	昭和五十二年九月一日
鳥国医第二、二二七号	鳥国医第二、二二七号	鳥国医第二、二二七号	昭和五十二年九月一日

十月 十八日 午前十時から 午後三時まで

鳥取市農業協同組合
中ノ郷支所

第二百四十九号 第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

十月 十九日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで

日進小学校

十月 二十日 "

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県

鳥取

鳥取

鳥取

鳥取

鳥取

鳥取

鳥取県告示第七百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 風害の防備
- 四 解除の理由
- 五 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律

- 一 保安林として指定された目的
- 二 風害の防備
- 三 解除の理由

なだれの危険の防止

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町北六丁目三四〇から三四二
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百二十一号

会見町から申請のあつた町営土地改良（賀野地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年四月二十五日 鳥取県指令受都計第三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字鯨池ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四六四五番地一 新宅勝治

鳥取県告示第七百二十三号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中日比野川の項の次に次のように加える。

真名川	左岸	岩美郡岩美町大字真名字地番九六番地先
	右岸	同町同大字同字九七番地先
蒲生川への合流点		

第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 真子川水系

名 称	区			間
	上	流	端	
寺谷川	左岸 西伯郡名和町大字東坪字渡り道一六四〇番二地先			
	右岸 同町同大字字細田一、六六〇番一地先			真子川への合流点

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年九月十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頤

一日時 昭和五十二年九月二十日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

- 三 議題 (1) 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について
 (2) その他